おむつ給付券の利用にあたって

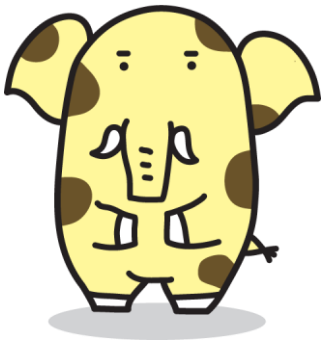

1　助成対象商品

・　紙おむつ（布おむつ除く）
・　尿取パット
・　おむつ交換の際に使用する使い捨て手袋
・　清拭剤（おしり拭き用のみ。液体・泡タイプ可。）

2　請求方法（Ａ・Ｂどちらか任意の方法を選択）

Ａ：償還払い（ご自分でおむつ等を購入する場合）

①　ドラッグストア等で給付用具を購入

※　入院中にかかったおむつ代も対象

※　対象者の氏名が記載された領収書（内訳がわかる領収書ｏｒ領収書＋レシート）をもらうこと

おむつ給付券記載の「有効期間」内に購入又は現物給付を受けたもののみ請求可能。

②　市役所に以下の書類を提出（郵送でも可）

ア：おむつ給付券

※　領収額に合わせて、複数枚同時に使用可能

イ：対象者の氏名が記載された領収書（内訳がわかる領収書ｏｒ領収書＋レシート）の原本

※　原本の返却を希望する場合、原本とその写しを持参又は郵送（切手を貼った返信用封筒を同封）することで、市が原本に受付印を押して返却

※　レシートのみでの請求不可

※　入院時等、おむつ代を振込み等で支払い、領収書がない場合は請求書（内訳が分かるもの）と払込票兼受領証を提出すること

※　通信販売の領収書についても、原則、対象者の氏名が記載されたものに限る。

最終提出期限を過ぎて提出されたものは無効。また、郵送の場合は、最終提出期限必着分まで有効。

③　助成が認められたものが、２か月程度で指定の口座に入金される。

※　指定の口座＝申請書に記載された口座

※　口座を変更する場合は、金融機関情報届出書を提出すること

※　対象者以外の名義の口座を希望する場合は、別途委任状の提出が必要

Ｂ：現物給付（業者からおむつ等の給付を受ける場合）

①　現物給付を行っている事業者におむつ給付券を持参

※　新座市指定の事業者はありません。任意の事業者を御利用ください。御希望の方には、近隣の事業者をまとめた資料をお渡しします。

※　事業者に応じて配達も可能

②　事業者に希望するおむつ等を伝えた上で、おむつ給付券の「受領者氏名」欄に署名捺印

③　おむつ給付券とおむつ等を交換

３　次の半期分発行の流れ　※半期ごとに発行

時期	内容
３月中旬及び ９月中旬	【第１弾】更新対象者（以下①及び②）の発行準備 ①　現時点でおむつ給付券の提出があった方 ②　対象者要件に該当している方
４月及び１０月初旬	【第１弾】送付
４月１０日及び １０月１０日	おむつ給付券の最終提出期限 ※　当該日が土日祝日に当たる場合は、翌開庁日
４月中旬及び １０月中旬 以降	【第２弾】更新対象者（以下①及び②）の発行準備 ①　３月及び９月中旬以降におむつ給付券の提出があった方 ②　対象者要件に該当している方
５月及び１１月	【第２弾】送付

※　原則手続き不要ですが、別途提出書類が必要な場合があります。

※　おむつ給付券の提出がない場合は、次の半期分以降は届きません。

<u>対象者要件に該当しなくなった場合は、必ず、長寿はつらつ課まで御連絡ください。</u>

（例）・　各法令に基づく施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム等）に入所した場合

・　要支援１又は２、介護認定期間切れ及び非該当となった場合　等

※　対象者要件に該当しなくなった後は、新たに対象者要件に該当した際に、新規申請が必要

【問合せ先】

長寿はつらつ課